

第 5 回宇宙開発委員会（定例会議）

議 事 次 第

- 1 日時 昭和 5 1 年 3 月 1 0 日(水)
午後 3 時～ 5 時
- 2 場所 宇宙開発委員会会議室
- 3 議題
 - (1) 委員長代理の指名
 - (2) 宇宙開発に関する基本計画案について
- 4 資料
 - 委 5 - 1 第 4 回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨
 - 委 5 - 2 宇宙開発に関する基本計画案
 - 委 5 - 3 宇宙開発に関する基本計画について

第4回宇宙開発委員会（定例会議）

議 事 要 旨

1 日時 昭和51年3月3日(水)
午後2時30分～4時30分

2 場所 宇宙開発委員会会議室

3 議題
(1) 宇宙開発計画（昭和50年度決定）案について
(2) 電離層観測衛星の打上げ結果について

4 資料
委4-1 第3回宇宙開発委員会（臨時会議）議事要旨
委4-2 「うめ」追跡管制結果速報
委4-3 宇宙開発計画（昭和50年度決定）案

5 出席者
宇宙開発委員会委員長 佐々木 義 武
" 委員 山 県 昌 夫
" " 網 島 毅
" " 八 藤 東 福
" " 斎 藤 成 文
説明者
宇宙開発事業団理事長 島 秀 雄
副理事長 松 浦 陽 恵
システム計画部長 黒 田 泰 弘

関係省庁職員等

科学技術庁事務次官 久良知 章 悟
" 研究調整局長 大 沢 弘 之
" 長官官房参事官 園 山 重 道
文部省学術国際局審議官 犬 丸 直

気象庁総務部長 (代理：滝本) 宇都宮 寛

郵政省電波監理局審議官 (" : 高谷) 門 田 博

宇宙開発事業団システム計画部 (" : 平井) 平 林 忠 夫

事務局

科学技術庁研究調整局調整課長 加 藤 泰 丸
" " 宇宙企画課長 上 島 史 郎
" " 宇宙国際課長 塚 田 真 一 他

6 議事

(1) 前回議事要旨について
第3回宇宙開発委員会（臨時会議）議事要旨が確認された。
(2) 宇宙開発計画（昭和50年度決定）案について
事務局から、資料委4-3に基づいて説明が行われたのち、
原案どおり決定された。
(3) 電離層観測衛星の打上げ結果について
宇宙開発事業団の島秀雄理事長、松浦陽恵副理事長及び
黒田泰弘システム計画部長から、2月29日に行われたNロ
ケット2号機による電離層観測衛星の打上げ結果について、

資料委 4-2 に基づいて説明が行われたのち、以下の質疑応答が行われた。

八藤：電離層観測衛星について、ハウスキーピングと利用との分担に関する話し合いは進んでいるのか。

事務局：実質的な話し合いはすでに終え、今週中にも報告が出る状態にあると聞いている。

山県：東京大学と宇宙開発事業団とでは、ロケット打上げまでの準備の方法にかなりちがう点があると思うがどうか。

松浦：試験用ロケットのために東京大学からMロケット第1段をもらっていたころはいろいろ東京大学に教えていただいたが、Nロケットは液体ロケットなので取扱いの方法が全く異り、これに関しては米国から学んだ。その内容については、交換公文のために公表に制約をうける事項もあるが、東京大学に管理体制ができれば資料をお渡ししたい。

網島：米国は、信頼性管理に関して世界一の技術を持っているので、東京大学はそれをぜひ宇宙開発事業団から勉強していただきたい。

島：日本の技術レベル向上のため、できる限りの協力をいたしたい。

山県：落雷による被害はなかつたのか。

松浦：ロケット本体には何の影響もなかつた。

山県：ジャイロの不具合については、米国からその原因を教えてください。

松浦：これから米国へ持って行って分解するわけだが、原因がわかれば教えてくれることになっている。

佐々木：今回の電離層観測衛星の打上げについては、予定が大幅におくれたが、関係各位の御努力により無事に打ち上げることができ、感謝にたえない。日本の宇宙開発もいよいよ実用化の時代を迎えたわけであり、今後とも皆様の御協力をお願いしたい。

宇宙開発に関する基本計画(案)

昭和51年3月10日
宇宙開発委員会
議 決

我が国の宇宙開発に関する基本計画を下記のとおり定める。

記

近年、宇宙技術の急速な発達により、宇宙空間は、人類の新たな活動領域として登場してきており、近い将来において宇宙空間の真相の究明、開発及び利用が、学術の進歩、国民生活の向上及び産業経済の発展に不可欠のものとなることは明らかである。

このような情勢に対処するため、我が国においても関係各界の総力を結集して本格的に宇宙開発に取り組むこととし、次に掲げる方針に沿ってその開発を推進するものとする。

なお、開発の実施は、宇宙開発委員会が定めた宇宙開発計画(昭和50年度決定)に基づいて行うものとする。

1. 科学観測を行う科学衛星及び電離層観測、衛星通信、気象観測等を目的とした実用衛星を研究及び開発するとともに、これらを打ち上げるためのロケットを開発する。
2. 人工衛星及びロケットの開発、打上げ、追跡等に必要な施設を整備する。特に実用を目的とした各種の衛星、これらを打ち上げるためのロケット等に共通して使用しうる大型試験施設等については可能なかぎり集中的に設置する。
3. 開発体制について、宇宙開発委員会の総合調整の下における一元化の体制を一層強化する。関係各機関は、宇宙開発委員会

の方針に沿って、その役割に応じ相互の協力を維持しつつそれぞれの体制を整備する。開発の実施の中核的機関たる宇宙開発事業団は、その機構の充実強化に努める。

4. 開発を進めるに当たっては、進捗状況の把握及び成果の評価を行いつつ、計画の管理を合理的に行う。
5. 開発を効率的に進めるため、自主技術の育成に留意しつつ海外技術の有効な活用を図る。また、開発の推進を通じて、国際的な友好を促進する見地から、国際協力を積極的に行う。
6. 将来の宇宙開発の進展に備えて、先行研究及び関連分野の研究を総合的かつ計画的に行うとともに、人工衛星の新たな利用分野について積極的に調査を行う。
7. 開発を進めるに当たっては、人材の養成、情報流通の促進及び普及啓発に努めるほか、利用者機関の協力の確保等必要な施策を講ずる。
8. 宇宙開発には、今後多額の資金を要するので、その効率的な運用を図る。



写

51研第68号
昭和51年3月9日

51.3.9
第 27 号

宇宙開発委員会委員長
佐々木 義 武 殿

内閣総理大臣
三 木 武 夫



宇宙開発に関する基本計画について

標記の件について、別紙のとおりこれを定めたく、宇宙開発事業団法（昭和44年法律第50号）第24条に規定する貴委員会の議決を要請する。

51.3.9
第 27 号

宇宙開発に関する基本計画

我が国の宇宙開発に関する基本計画を下記のとおり定める。

記

近年、宇宙技術の急速な発達により、宇宙空間は、人類の新たな活動領域として登場してきており、近い将来において宇宙空間の真相の究明、開発及び利用が、學術の進歩、国民生活の向上及び産業経済の発展に不可欠のものとなることは明らかである。

このような情勢に対処するため、我が国においても関係各界の総力を結集して本格的に宇宙開発に取り組むこととし、次に掲げる方針に沿ってその開発を推進するものとする。

なお、開発の実施は、宇宙開発委員会が定めた宇宙開発計画（昭和50年度決定）に基づいて行うものとする。

- 1 科学観測を行う科学衛星及び電離層観測、衛星通信、気象観測等を目的とした実用衛星を研究及び開発するとともに、これらを打ち上げるためのロケットを開発する。
- 2 人工衛星及びロケットの開発、打上げ、追跡等に必要な施設を整備する。特に実用を目的とした各種の衛星、これらを打ち上げるためのロケット等に共通して使用しうる大型試験施設等については可能なかぎり集中的に設置する。
- 3 開発体制について、宇宙開発委員会の総合調整の下における一元化の体制を一層強化する。関係各機関は、宇宙開発委員会

の方針に沿って、その役割に応じ相互の協力を維持しつつそれぞれの体制を整備する。開発の実施の中核的機関たる宇宙開発事業団は、その機構の充実強化に努める。

- 4 開発を進めるに当たっては、進捗状況の把握及び成果の評価を行いつつ、計画の管理を合理的に行う。
- 5 開発を効率的に進めるため、自主技術の育成に留意しつつ海外技術の有効な活用を図る。また、開発の推進を通じて、国際的な友好を促進する見地から、国際協力を積極的に行う。
- 6 将来の宇宙開発の進展に備えて、先行研究及び関連分野の研究を総合的かつ計画的に行うとともに、人工衛星の新たな利用分野について積極的に調査を行う。
- 7 開発を進めるに当たっては、人材の養成、情報流通の促進及び普及啓発に努めるほか、利用者機関の協力の確保等必要な施策を講ずる。
- 8 宇宙開発には、今後多額の資金を要するので、その効率的な運用を図る。